


<h1 style="margin: 0;">兵庫県公報</h1>	<p>発行人 兵庫県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号</p> <p>毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日</p>	 <p>(兵庫県民の旗=県旗)</p>
<p>平成19年4月1日 第6号外</p>		
<h2 style="margin: 0;">目次</h2>		
<h3 style="margin: 0;">告 示</h3>		
○包括外監査契約の締結について（財政課）		ページ 1
<h4 style="margin: 0;">人事委員会告示</h4>		
○職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程		1
<h4 style="margin: 0;">選挙管理委員会告示</h4>		
○兵庫県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程		8
<h4 style="margin: 0;">企業庁管理規程</h4>		
○企業職員の服務に関する規程の一部を改正する管理規程		8
<h4 style="margin: 0;">企業庁達</h4>		
○勤務命令		9
<h2 style="margin: 0;">告 示</h2>		
<p>兵庫県告示第409号の5 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。</p> <p style="text-align: center;">平成19年4月1日</p> <p style="text-align: right;">兵庫県知事 井戸敏三</p>		
<p>1 契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏名 中谷紀之 (2) 住所 神戸市北区北五葉5丁目9番6号</p> <p>2 契約の期間の始期 平成19年4月1日</p> <p>3 監査に要する費用の額の算定方法 契約に定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合算した額</p> <p>4 監査に要する費用の支払方法 監査の結果に関する報告書提出後一括払い</p>		
<h2 style="margin: 0;">人事委員会告示</h2>		
<p>兵庫県人事委員会告示第2号 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。</p> <p style="text-align: center;">平成19年4月1日</p> <p style="text-align: right;">兵庫県人事委員会 委員長 下野昌宏</p>		

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第1条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

職務の級 組織名	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	
知事の内部部局	職員	職員	主任職員	主査	課長補佐 係長 渉外専門員 統計専門員 軽油調査専門員 企画専門員 青少年指導専門員 文化専門員 生活科学専門員 計量専門員 専門技術員 換地専門員 農地管理専門員 林業専門技術員 水産業専門技術員 会計審査・指導専門員 工事検査専門員 技術専門員	課長補佐 副課長 副室長 主幹 課長補佐 副隊長 主任渉外専門員 主任統計専門員 主任軽油調査専門員 主任青少年指導専門員 主任文化専門員 主任生活科学専門員 主任生活科学専門員 主任計量専門員 主任専門技術員 主任換地専門員 主任農地管理専門員 主任工事検査専門員 主任技術専門員	室長 副室長 副室長 主幹 課長補佐 副隊長 主任渉外専門員 主任統計専門員 主任軽油調査専門員 主任青少年指導専門員 主任文化専門員 主任生活科学専門員 主任生活科学専門員 主任計量専門員 主任専門技術員 主任換地専門員 主任農地管理専門員 主任工事検査専門員 主任技術専門員	課長 室長 参事 隊長 不正軽油特別対策官 個人住民税特別対策官 こども安全官 食品安全官 家畜安全官 主任広報専門員 職員相談員 主任生活科学専門員 主任技術専門員	局長 出納局長 工事検査室長 参事	部長 局長 知事室長 参事 観光参事 福祉参事	理事
兵庫県民総合相談センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐			所長			
県立生活科学研究所	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	生活科学専門員 課長補佐	主任生活科学専門員	所長 部長				
兵庫陶芸美術館	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	主幹 所長補佐	参事	副館長	館長		
県立男女共同参画センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐		所長			
県民局	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 防災対策専門員 青少年指導専門員 文化専門員	分室長 副参事 主幹 所長補佐 主任青少年指導専門員	部長 分室長 参事 但馬長寿の郷の部長	副局長 部長 但馬長寿の郷長の参事	局長		

					生活科学 専門員 課長補佐	主任文化 専門員 主任生活 科学専門 員				
神戸生活創造 センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 生活科学 専門員 青少年指 導専門員 課長補佐	副所長 主幹 主任生活 科学専門 員 主任生活 創造活動 専門員 所長補佐	参事	部長	神戸生活 創造セン ター所長	
県税事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 室長 徴収専門 員 課税調査 専門員 軽油調査 専門員 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐 主任徴収 専門員 主任課税 調査専門 員 主任軽油 調査専門 員	所長			
但馬文教府	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 青少年指 導専門員 文化専門 員 生活創造 活動専門 員 課長補佐	副館長 主幹 主任青年 指導専門 員 主任文化 専門員 所長補佐	但馬文教 府長			
文化会館	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 青少年指 導専門員 文化専門 員 生活創造 活動専門 員 課長補佐	副館長 館長補佐 主幹 主任青年 指導専門 員 主任文化 専門員 所長補佐	文化会館 長 副館長			
生活科学セン ター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	生活科学 専門員 課長補佐	副所長 主任生活 科学専門 員 所長補佐	生活科学 センター 所長			
健康福祉事務 所	職員	職員	主任 職員	保健師長 課長補佐 主査	課長 室長 保健師長 課長補佐	所長 副所長 主幹 所長補佐	所長 参事			
農林（水産） 振興事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	所長補佐 森林林業 専門員 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐				
農業改良 普及セン ター	職員	職員	主任 職員	普及主査	課長 課長補佐	所長 主幹	所長			
但馬水産事務 所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 水産業專 門技術員 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長			
土地改良事務 所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 農用地專 門員 技術専門	所長 副所長 主幹 所長補佐	所長			

					員 課長補佐						
土木事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 用地専門 員 技術専門 員 課長補佐	所長 副所長 主幹 所長補佐	所長 室長				
尼崎港管理事 務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長				
姫路港管理事 務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長				
但馬空港管理 事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	所長				
東京事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	次長			所長	
自治研修所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	次長			所長	
職員健康管理セ ンター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	主幹 所長補佐			所長		
職員会館	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	館長 副館長 職員福利 センター 所長 課長補佐						
県立大学	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 産学連携 専門員 課長補佐	部次長 主幹 主任産学 連携専門 員 所長補佐	部長	副局長 部長		局長	
広域防災センタ ー	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 防災教育 専門員 消防教育 専門員 課長補佐	消防学校 副校長 主任消防 教育専門 員 所長補佐	部長 消防学校 長	センター 長			
県立健康環境科 学研究センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	主幹	部長	次長			
保健所	職員	職員	主任 職員	保健師長 課長補佐 主査	課長 室長 保健師長 課長補佐	保健事務 所長 副所長 主幹 所長補佐	保健事務 所長				
県立こどもの館	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 児童指導 専門員 課長補佐	副館長 主幹 主任児童 指導専門 員 所長補佐	幼児教育 センター 所長			館長	
子ども家庭セン ター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 児童福祉 専門員 課長補佐	分室長 副所長 主幹 所長補佐	所長	所長		所長	
県立女性家庭セ ンター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長補佐	所長				
県立明石学園	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副園長 主幹 所長補佐	園長				
県立総合衛生学 院	吏員	吏員	主任 吏員	課長補佐 主査	教務主任 課長補佐	部次長 部長補佐	部長	副学院長		学院長	
県立厚生専門学	職員	職員	主任	課長補佐	教務主任	副学院長	学院長				

院			職員	主査	課長補佐	所長補佐					
食肉衛生検査センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	食肉衛生検査所長 副所長 主幹	食肉衛生検査所長	所長			
動物愛護センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐	動物管理事務所長	所長			
県立身体障害者更生相談所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 主幹	所長				
県立知的障害者更生相談所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長	所長				
県立精神保健福祉センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 精神保健福祉専門員 課長補佐	主幹 主任精神保健福祉専門員 所長補佐		次長			
県立のじぎく療育センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	薬劑部長 課長 電気技術専門員 主任放射線技師 主任検査技師 主任理学療法士 主任作業療法士 課長補佐	薬劑部長 部次長 放射線技師長 検査技師長 所長補佐	部長				
県立工業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	部次長	部長	次長			
県立但馬技術大学校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 職業教育専門員 課長補佐	副学院長 部次長 主任職業教育専門員 所長補佐	部長 豊岡高等技術専門学院長	校長 副大学校長			
県立高等技術専門学院	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 職業教育専門員 課長補佐	副学院長 主任職業教育専門員 所長補佐	学院長				
県立障害者高等技術専門学院	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 職業教育専門員 課長補佐	副学院長 主任職業教育専門員 所長補佐	学院長				
兵庫障害者職業能力開発校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 職業教育専門員 課長補佐	副校長 主任職業教育専門員 所長補佐	校長				
旅券事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 出張所長 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐		所長			
県立農林水産技術総合センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 専門技術員 農業教育専門員 課長補佐	局次長 副室長 主任専門技術員 所長補佐	局長 部長 室長	次長	所長		
農業大学校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 農業教育専門員 課長補佐	副校長 主任農業教育専門員	校長				
農業技術セン	職員	職員	主任	課長補佐	課長	副所長					

ター			職員	主査	課長補佐	所長補佐				
北部農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長所長補佐				
淡路農業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長所長補佐				
畜産技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長所長補佐				
森林林業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	部次長課長林業専門技術員課長補佐	副所長部長部次長所長補佐				
水産技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長漁業研修館長水産業専門技術員課長補佐	副所長副場長部長内水面漁業センター所長所長補佐				
家畜保健衛生所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長主幹所長補佐	所長			
森林動物研究センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐森林動物専門員	主幹主任森林動物専門員	部長	次長	所長	
六甲治山事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長主幹所長補佐	所長			
但馬高原林道建設事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長主幹所長補佐	所長			
県立淡路景観園芸学校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長景観園芸専門員課長補佐	所長補佐主任景観園芸専門員景観園芸専門員	部長		学校長	
議会事務局	書記	書記	主任書記	主査	課長補佐係長政務調査員記録専門員	副課長主幹課長補佐	課長参事	次長	事務局長	
監査委員事務局	書記	書記	主任書記	主査	課長補佐係長	副課長主幹課長補佐	課長	次長	事務局長	
選挙管理委員会事務局	書記	書記	書記	書記		次長	書記長			
人事委員会事務局	事務職員	事務職員	主任事務職員	主査	課長補佐係長	副課長主幹課長補佐	課長参事	次長	事務局長	
労働委員会事務局	職員	職員	主任職員	主査	課長補佐係長	副課長課長補佐	課長		事務局長	
収用委員会事務局	職員	職員	主任職員	主査		主幹	事務局長			
海区漁業調整委員会事務局	書記	書記	主任書記	主査		事務局長主幹	事務局長			
教育委員会事務局	事務職員技術職員	事務職員技術職員	主任事務職員技術職員	主査	課長補佐係長管理主事技術専門員	室長副課長主幹課長補佐主任管理主事主任技術専門員	課長室長参事	教育次長参事		

教育委員会事務局教育事務所	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 管理主事 課長補佐	副所長 主幹 所長補佐 主任管理 主事	所長 参事			
県立特別支援教育センター	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長補佐	副所長 所長補佐	所長			
県立南但馬自然学校	事務職員	事務職員	主任 事務職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副校長 所長補佐	副校長	校長		
県立但馬やまびこの郷	事務職員	事務職員	主任 事務職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	副所長	所長		
県立教育研修所	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	部長 所長補佐	部長 参事	所長		
県立美術館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	館長補佐	館長補佐		館長 副館長	
県立図書館	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査 司書	課長 調査専門 員 司書 課長補佐	館長補佐 主任司書 主任調査 専門員	次長 館長補佐	次長	館長	
県立嬉野台生涯教育センター	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	館長 所長補佐	次長 館長	次長	所長	
県立歴史博物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	館長補佐	次長 館長補佐	次長	館長	
県立人と自然の博物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 室長 課長補佐	館長補佐	次長 館長補佐	次長	館長	
県立コウノトリの郷公園	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副館長 所長補佐	副館長	園長		
県立考古博物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐 調査専門 員	主幹 主任調査 専門員	部長	副館長	館長	
県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	主査	事務長 船長 課長補佐	事務長 船長	事務長			
警察本部	職員	職員	主任 職員	主査 師範	課長補佐 室長補佐 場長補佐 隊長補佐 副主席師 範 係長 師範	次席 次長 主席師範 主幹 課長補佐 室長補佐 場長補佐 隊長補佐 副主席師 範	課長 参事			
神戸市警察部	職員	職員	主任 職員		係長					
警察署	職員	職員	主任 職員	主査 師範	課長 係長 師範	主幹 署長補佐				
警察学校	職員	職員	主任 職員	主査 師範	校長補佐 副主席師 範 係長 師範	副校長 主幹 校長補佐 副主席師 範	参事			

備考

- 1 教育委員会事務局のうち参事(教育委員会参事に限る。)の職務については、当分の間、10級とすることができる。
- 2 県立生活科学研究所の所長、県税事務所のうち姫路県税事務所の所長、文化会館のうち淡路文会館の館長、農林(水産)振興事務所のうち姫路農林水産振興事務所の所長、県立明石学園の園長、県立高等技術専門学院のうち県立神戸高等技術専門学院及び県立姫路高等技術専門学院の学院長並びに教育委員会事務局教育事務所のうち阪神北教育事務所及び西播磨教育事務所の所長の職務については、当分の間、9級とすることができる。
- 3 知事の内部部局のうち農地整備課の主任換地専門員並びに営繕課及び工事検査室の主任工事検査専門員、神戸生活創造センターの部長並びに食肉衛生検査センターの所長の職務については、当分の間、8級とすることができる。
- 4 海区漁業調整委員会事務局のうち但馬海区漁業調整委員会事務局の事務局長の職務については、当分の間、7級とすることができる。
- 5 知事の内部部局の項から議会事務局の項まで、人事委員会事務局の項、教育委員会事務局の項から県立歴史博物館の項まで及び警察本部の項から警察学校の項までに規定する各組織に置かれる付の職務並びに県立学校(県立大学を除く。)に置かれる学校付の職務については、6級、7級、8級、9級又は10級とする。

別表第2但馬水産事務所及び県立健康環境科学研究センターの款中「吏員」を「職員」に改め、同表県立

「副所長

工業技術センターの項1級の欄中「吏員」を「職員」に、4級の欄中「研究主幹」を に改め、
研究主幹」

同表県立農林水産技術総合センター款及び警察本部刑事部科学捜査研究所の款中「吏員」を「職員」に改める。

別表第3健康福祉事務所の款中「吏員」を「職員」に改め、同表職員健康管理センターの款を次のとおり改める。

職員健康管理センター	職員	職員診療所長 医長	職員診療所長 医長	所長 職員診療所長
------------	----	--------------	--------------	--------------

同表保健所、県立精神保健福祉センター、県立のじぎく療育センター及び警察本部警務部厚生課の款中「吏員」を「職員」に改める。

別表第4中「吏員」を「職員」に改める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会第23号の2

兵庫県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 柏 木 保

兵庫県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

兵庫県選挙管理委員会規程(昭和36年選挙管理委員会告示第27号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「市町振興課の参事」を「市町振興課の参事、副課長」に、「県民局の市町振興課長」を「県民局の市町振興課の事務を担当する副参事及び市町振興課長」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

企業庁管理規程

企業職員の服務に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成19年4月1日

兵庫県公営企業管理者 辻 井 博

兵庫県企業庁管理規程第5号

企業職員の服務に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の服務に関する規程（昭和56年兵庫県企業庁管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「職員き章」の右に「（様式第1号）」を加え、同条第2項中「職員証」の右に「（様式第2号）」を加える。

第6条第1項中「おいて、職員き章については」を「おいては」に改める。

第13条中「秘密事項発表許可申請書」の右に「（様式第3号）」を加える。

第14条中「専免承認申請書」の右に「（様式第4号）」を加える。

第15条中「専従許可申請書」の右に「（様式第5号）」を加える。

第16条中「営利企業等従事許可申請書」の右に「（様式第4号）」を加える。

第26条第1項中「休暇欠勤簿」の右に「（様式第6号）」を加える。

第31条中「住所届」の右に「（様式第7号）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この管理規程は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この管理規程の施行の日の前日から引き続き職員である者に交付する改正後の企業職員の服務に関する規程第5条第2項に規定する職員証については、当分の間、なお従前の例によることができる。

企 業 庁 達

企業庁達第1号

本 庁
地 方 機 関

企業庁組織規程の一部を改正する管理規程（平成19年兵庫県企業庁管理規程第2号）の施行の際、現に次の各号に該当する職員は、別に発令されない限り、それぞれ当該各号により発令されたものと心得られたい。

1 次の表の左欄に掲げる組織に置かれている職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられている職員は、それぞれ同表の右欄に掲げる組織の従前と同一の名称の職に補せられ、若しくは命じられ、又は兼ねて補せられ、若しくは兼ねて命じられたものとする。

地域整備局潮芦屋整備課	地域整備局臨海整備課
地域整備局臨海整備課	

2 次の表の左欄に掲げる職に補せられている職員は、同表の右欄に掲げる職に補せられたものとする。

管理局総務課参事（経営企画を担当する者に限る。）	管理局総務課経営企画参事
管理局水道課参事	管理局水道課施設整備参事
地域整備局公園都市整備課参事	地域整備局公園都市整備課住宅分譲室長

3 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）の施行の際、兵庫県事務吏員、兵庫県技術吏員、兵庫県技術員に任命されている職員は、兵庫県職員に任命されたものとする。

平成19年4月1日

兵庫県公営企業管理者 辻 井 博